

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(法務・厚生労働六)

(告 示)

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第四条及び第五条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動(法務・厚生労働九)
- 外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示(国土交通九四六)
- 外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示(同九四七)
- 平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件(同九四八)

四

九

四

三

○港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示(海上保安庁四五)

(公 告)

諸事項

- 官庁
基本測量関係事項関係
- 裁判所
破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
日本放送協会落札、弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
- 地方公共団体
行旅死亡人関係
- 会社その他
会社決算公告

二五

一六

一六

四七

四七

省

令

○法務省令第六号 厚生労働省令第六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第九条第二号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

(平成二十九年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四条を加える。

第一条 (略)

第三条 (略)

(特定就労活動に従事した者に関する特例)

第四条 特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一年以上一年未満の期間帰国してから特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>
--	--

(旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置)

第五条 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(以下「旧特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、

当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二条を加える。

第一条 (略)

第三条 (略)

(新設)

(新設)

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

ト 次のいずれかに該当すること。

- (1) 旧特定就労活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
- (2) 第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○法務省 厚生労働省 告示第九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）附則第四条及び第五条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第四条及び第五条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動に次のように定め、平成二十九年十一月一日から適用する。

平成二十九年十月二十三日

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第四条及び第五条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）附則第四条及び同条の規定により読み替えて適用される規則第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動は、次のとおりとする。

一 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動

二 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動

2 規則附則第五条及び同条の規定により読み替えて適用される規則第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動は、次のとおりとする。

一 外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第九百四十七号。以下「改正建設告示」という。）の施行の際現に改正建設告示による改正前の外国人建設就労者受入事業に関する告示（以下「旧建設告示」という。）第5の1の規定による申請若しくは旧建設告示第5の3の規定による認定に係る申請がなされ、又は旧建設告示第5の2の規定（旧建設告示第5の4において準用する場合を含む。）による認定を受けている適正監理計画に基づき、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動（平成三十年三月三十一日以前に開始されるものに限る。）

二 外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第九百四十六号。以下「改正造船告示」という。）の施行の際現に改正造船告示による改正前の外国人造船就労者受入事業に関する告示（以下「旧造船告示」という。）第5の1若しくは第5の3の規定による申請若しくは旧造船告示第5の5の規定による認定に係る申請がなされ、又は旧造船告示第5の2若しくは第5の4の規定（旧造船告示第5の6において準用する場合を含む。）による認定を受けている適正監理計画又は企業単独型適正監理計画に基づき、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動（平成三十年三月三十一日以前に開始されるものに限る。）